

2015. 4. 1

雇用形態転換に関する規定

医療法人 三 幸 会

雇用形態転換に関する規定

(パートナー及び契約職員からの転換)

第1条

医療法人 三幸会（以下「法人」という）はパートナー職員、契約職員において原則、勤続1年以上の者、又は法人が認めるべき資格取得をした者、その他法人が認める者で、本人が希望する場合は、正規雇用に転換させることがある。

転換時期に関しては、原則、パートナー職員としての契約更新日、契約職員の契約終了日の次の日を以って転換することとする。しかし法人の決定によりこれに限らない。

正規雇用への転換に関しては、該当者は所属長が面接試験を行い、所属長の推薦がある者を法人が認めた場合に転換することとする。

(パートタイム職員からの転換)

第2条

法人は（法人の施設、事業所に勤務している）勤続6ヶ月以上のパートタイム職員について、本人が希望する場合は、正規雇用又はパートナー職員として転換することがある。

転換時期は原則、パート契約期間満了日の次の日を以って転換とする。しかし法人の決定によりこれに限らない。

正規雇用又はパートナー職員への転換に関しては、該当者は所属長が面接試験を行い、所属長の推薦がある者を法人が認めた場合に転換することとする。

(派遣職員からの採用)

第3条

法人は（法人の施設、事業所に派遣されている）派遣職員について、本人が希望する場合は、正規雇用又はパートナー、契約職員として採用することがある。

採用時期は原則、派遣期間満了日の次の日を以って採用とする。

正規雇用又は契約職員への採用に関しては、該当者は所属長が面接試験を行い、所属長の推薦がある者を法人が認めた場合に採用することとする。

(実施)

第4条

この規定は、平成27年4月1日から施行する。